

タニタ健康プログラム with 健康社長利用約款

本約款は、株式会社フォーバル（以下「当社」といいます）と株式会社タニタヘルスリンク（以下、「THL」といいます）が提供する「タニタ健康プログラム with 健康社長」（以下「本サービス」といいます）をお申し込みいただく事業者様（以下「お客様」といいます）と当社との契約（以下「本契約」といいます）の成立および本サービスをご利用いただくための条件を定めるものです。

第1条（定義）

1. 本約款において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

- (1) タニタ健康プログラム with 健康社長 当社が本約款に基づき THL からお客様に提供する健康に関連するプログラム。「タニタ健康プログラム」を主とするサービスであって、会員が自ら行う自己の身体データおよび活動データの入力、測定機器（活動量計、体組成計、血圧計など）からのアップロードと閲覧、AI を活用し健診データと生活習慣データから将来の健康リスクを予測し生活習慣の改善を支援するサービス等を可能にする ASP サービスを基本サービスとし、別契約によるオプションサービスを含みます。
- (2) ASP サービス 身体データおよび活動データの、測定機器からのアップロードおよび入力に基づき会員が自己の健康管理を行うことを可能にする、ASP（Application Service Provider）サービス。 THL が一般個人向けに運営する「Health Planet」及び法人向けに運営する「からだカルテ」サービスを基本とし、お客様が当社と別契約することにより、カスタマイズ、機能の追加を行います。
- (3) オプションサービス お客様が当社と別契約をすることにより提供するオプションの健康関連サービス。
オプションサービス例： タニタ社員食堂レシピ（モバイルサイト）、健康指導、セミナー、体組成測定会、研修など。
- (4) 会員 ASP サービスの利用資格を有しており、必要なすべての規約等に同意のうえ THL に ASP サービスの会員登録を申し込み、THL がこれを受諾した個人。当該利用資格は、当社および THL の同意を条件としてお客様が定めた範囲の者に限るものとします。

利用資格例： お客様の社長

第2条（適用）

1. 本約款は、本サービスの利用および本サービスを利用して行う一切の取引に関して、本サービスを利用するお客様に対し適用されます。お客様は、本サービスの購入および利用に際して、本約款を誠実に遵守するものとします。
2. 本サービスの利用にあたり、お客様と会員様にサービス提供元である THL の「タニタ健

康プログラム with 健康社長」利用規約及び付随する規約等(以下「規約等」といいます)にご同意いただくことにより、本約款とともに規約等がお客様と会員様に適用されるものとします。なお、お客様と当社との契約の一部となる本約款とお客様と、別途同意いただく THL との契約の一部となる約款とが競合する場合は、前者が優先して適用されるものとします。

第3条（本サービスの範囲）

1. お客様がアイコンサポートサービスの利用を終了した場合でも、本約款に基づき本契約およびオプションサービスの利用契約が終了しない限り、本契約およびオプションサービスの利用契約は継続するものとします。
2. オプションサービスの提供は、本契約の締結と有効な契約の存続を条件とします。本契約が終了となった場合、オプションサービスの利用契約も同時に終了し、オプションサービスの提供は、本契約の終了の日をもって停止されるものとします。

第4条（本サービスの提供方法）

1. 本サービスの利用を希望するお客様は、本約款の内容を承諾したうえで、当社所定の方法により当社に申し込むものとします。
2. 前項に基づき、お客様が本サービスの利用を当社に申し込んだ場合、当社は、お客様が本約款に同意したものとみなします。
3. 本契約は、第1項の申込みに対する当社の承諾（第5項に規定するアプリダウンロード用 URL、活用マニュアル等を添付したメールの送信）をもって成立するものとします。ただし、本サービスを利用するにあたっては、THL の審査があり、会員登録が成立しない場合、お客様が審査に合格しない場合は、本契約は成立しなかったものとします。
4. 前項における当社の承諾および THL の審査は、当社および THL の裁量によるものとします。
5. お客様は本サービスの提供を受けるにあたり、別途、THL から提供される本サービス提供アプリ（以下「アプリ」といいます）をダウンロードし、アプリ所定の手続きにしたがい、本サービスを利用するものとします。
6. 本サービスの利用に必要なインターネット環境その他通信環境については、お客様の費用と責任において、これを用意するものとします。
7. 本サービスの提供区域は、日本国内に限られるものとします。
8. 当社はお客様の利用状況を確認する場合その他当社が必要と判断した場合は、電子メールその他の方法により、お客様に連絡することができるものとします。

第5条（対象外サービス）

本サービスには、アイコンサポートサービス利用規約第3条記載の「基本サービス」（アイコンサポートサービス仕様書記載の「あんしん経営サポート」（「簡易経営相談サービス」、「お客様専用サイト」、「ITでも人的サポート」、「Office 問合せサービス」および「パソコン健康監視サービス」の5つの基本サービス）、「アイコンナビ」および「ASPサービ

ス」は付随しないものとします。

第6条（個人情報の取り扱い）

1. お客様および当社は、個人情報の取り扱いに際しては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）その他の法令に従います。
2. 前項の規定は、本約款の適用される本契約の終了（解除を含みます。以下、同様とします）後においても有効とします。
3. お客様は、当社が本サービスの提供および本約款の履行のため、お客様から当社に開示された個人情報を当社が THL に提供することについて認めるものとします。

第7条（利用料金）

1. 本サービスの利用料金（以下「利用料金」といいます）は、「タニタ健康プログラム with 健康社長 お申し込み確認フォーム」に記載された料金（税別）に従うものとします。ただし、月額料金は、予告なく変更される場合があります。
2. 前項の利用料金は、本サービス契約開始日を含む月の翌月から発生するものとします。なお、利用料金は、お客様の実際の本サービスのご利用の有無にかかわらず発生します。
3. 当社は、毎月末日締めにて利用料金等を算出するものとします。ただし、当社は、利用料金等の計算の起算日または締切日を変更することができるものとします。
4. 利用料金の日割計算は行いません。また、利用料金に対する公租公課は、請求時の税率を適用するものとします。
5. 当社は利用料金の債権回収業務を、株式会社フォーバルテレコム（以下「FT」といいます）に委託します。お客様は予めこれを承諾するものとし、お客様は、利用料金を、FT からの請求に基づき FT に対して口座振替により支払うものとします。
6. お客様が支払期日を過ぎても利用料金を支払わない場合、お客様は、支払期日の翌日から完済の日まで、年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第8条（秘密保持、著作権等）

1. お客様および当社は、本約款の締結・履行を通じて知得した相手方の秘密情報を、当該相手方の事前の書面（電磁的方法による提供を含みます。以下同様とします）による承諾を得ないで、第三者に開示し、または本約款の履行以外の目的で使用してはならないものとします。但し、当社は、本約款の履行に必要な範囲内において、THL、FT および本サービス利用契約履行のために業務を委託する委託先に対して秘密情報を開示することができるものとします。
2. 前項の秘密情報とは、個人情報以外の、秘密である旨を明記された書面、図面、記録媒体等の有形形式の情報および口頭、視覚的表示等の無形形式の情報のうち開示の際に秘密である旨が示されかつ当該開示後 30 日以内に秘密である旨を明記された書面にまとめられたものを意味します。ただし、秘密情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報には第1項の不開示義務および目的外不使用義務が適用されないものとします。

- （1） 第1項の知得時点で既に公知となっている情報

- (2) 第1項の知得後、受領当事者の責めによらずに公知となった情報
- (3) 第1項の知得時点で既に知得当事者が自ら保有していた情報
- (4) 知得当事者が、正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報
- (5) 前4号のいずれにも該当しない秘密情報に依拠することなく、知得当事者が独自に開発した情報。

3. 本サービスに関する著作権その他の知的財産権は、お客様の商号及び商標並びにお客様が制作したコンテンツを除き、THL に帰属するものとします。

4. 本契約の終了後も、第1項の規定については3年間、第2項および第3項の規定については無期限に、有効に存続するものとします。

第9条（有効期間）

- 1. 本契約の有効期間は、契約開始日から1か月とします。お客様が解約を希望される場合は、解約希望月の当月25日までに解約専用フォームより解約の手続きがとられない限り、以降1か月ずつ自動的に更新するものとします
- 2. 当社と THL との販売代理店契約が終了した場合、THL の本サービスの提供が終了した場合または THL の本サービスの提供条件が変更された場合、お客様および当社は、いずれかの当事者からの申し入れにより、契約条件の変更について協議を行うものとします。

第10条（契約終了）

- 1. 本契約は、前条の規定に基づいて終了する場合のほか、お客様への本サービスの提供につき、THL による健康プログラムの適切な運営を妨げるやむを得ない事由が生じたときは、適切な運営を継続し得る最終日において本契約は終了します。この場合、当社は速やかに当該事由および当該最終日をお客様に通知するものとします。
- 2. 前条または前項により本契約が終了した後も、本契約に基づき既に発生している未履行の債務についてはその本旨に従った履行があるまで、また次条以下に定める権利義務についてはその性質に従って消滅すべき時まで、なお存続するものとします。

第11条（費用負担）

本約款に別段の定めがある場合を除き、本約款の締結・履行に伴いお客様または当社において発生した費用は、当該費用の発生したお客様または当社が各自負担するものとします。

第12条（免責）

- 1. 本サービスは、現状有姿で THL より提供されるものであり、当社は、本サービスがお客様の使用端末において動作することを保証するものではありません。
- 2. 当社は、本サービス等に含まれる機能が、お客様の特定の目的に適合することを保証するものではありません。
- 3. お客様が、本サービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレームが通知される等、お客様と第三者との間で紛争に持ち込まれた場合、お客様の責任と費用をもって処理解決するものとします。お客様が本サービスの利用に伴い第

三者から損害を受けた場合も同様とします。

第13条（損害賠償の制限）

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスに関して、当社がお客様に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責めに帰すべき事由により又は当社が本約款に違反したことが直接の原因でお客様に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は、当社に故意又は重過失なき限り本サービスの月額利用料の1年分を超えないものとします。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、自らが暴力団、暴力団員またはこれらに準ずる者等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証するものとします。
2. お客様は、自らまたは第三者を利用して、暴力、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的な要求行為、詐欺的な行為、業務を妨害する行為、名誉、信用等を毀損する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
3. お客様が本条第1項ないし前項に違反した場合には、当社は催告、通知その他の何らの手続きを要することなく即時に本規約を含むお客様との一切の契約の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、当社の解除権の行使は、お客様に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。また、本項による解除権の行使によって損害が発生した場合でも、お客様は当社に対して、損害賠償請求することはできないものとします。

第15条（契約譲渡）

本約款に別段の定めがある場合を除き、お客様および当社は、本約款および本契約上の地位または本約款および本契約に基づく権利義務の全部もしくは一部を、相手方の事前の書面承諾を得ないで、第三者に譲渡し、移転し、引き受けさせ、その担保に供し、またはその他の処分をしてはならないものとします。

第16条（契約解除）

1. 当社は、お客様が本約款または本契約に違反し、書面により相当の催告期間を付してその是正をお客様に催告したにもかかわらず、当該催告期間中に当該本約款または本契約違反が是正されなかったときは、本契約を解除し、かつ／またはこれによって生じた損害の賠償を請求することができるものとします。
2. 当社は、お客様が以下の各号のいずれかに該当したときは、何ら催告を行うことなく直ちに本契約を解除し、かつ／またはこれによって生じた損害の賠償を請求することができるものとします。
 - （1） 当社に対する申込みもしくは届出において虚偽の事項を申告し、または申告漏れがあったことが判明したとき
 - （2） 本サービスの運営に支障をきたすおそれがあり、または他のお客様に損害を与えるおそれがあると当社が判断した場合

- (3) ID またはパスワードを不正に使用し、または第三者に使用させたとき
- (4) 不正の目的をもって本サービスの情報を利用した場合、または本サービスの情報を当社の承諾なく改変したとき
- (5) 支払期日を過ぎてもなお利用料金等を支払わないとき
- (6) 監督官庁より営業取消または停止等の処分を受けたとき
- (7) 手形または小切手の不渡りを出して銀行取引停止処分を受けたとき
- (8) 差押え、仮差押えもしくは仮処分を受け、または受けるおそれがあるとき
- (9) 破産、民事再生、会社更生、会社整理、特別清算の申立てがあったとき
- (10) 営業を停止し、もしくは変更し、または解散の決議をしたとき
- (11) 前各号に掲げるほか、財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当な兆候があるとき

3. 前2項に従って本契約が解除された場合、お客様の金銭債務については当然に期限の利益が失われ、お客様は直ちにその全額を弁済しなければならないものとします。

4. 本条に基づく本サービスの解除等により、お客様に不利益、損害その他が発生したとしても、当社はその責任を一切負わないものとします。

第17条（約款の変更）

当社は、当社が必要と認めた場合は本約款を変更できるものとします。本約款を変更する場合、変更後の本約款の内容および施行時期を適切な方法により周知し又はお客様を含む利用者に通知します。但し、法令によりお客様を含む利用者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社の所定の方法で同意を得るものとします。

第18条（疑義解決）

本約款に定めのない事項または解釈に疑義のある事項については、お客様と当社が誠実に協議し、解決を図るものとします。

第19条（合意管轄）

本約款および本契約に起因または関連するお客様と当社間の訴訟については、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（以下余白）